

事業主（給与支払者）の皆さまへ 町道民税・森林環境税の特別徴収のお願い

●問い合わせ／【特別徴収について】課税係、【納入場所・納入方法について】収納係

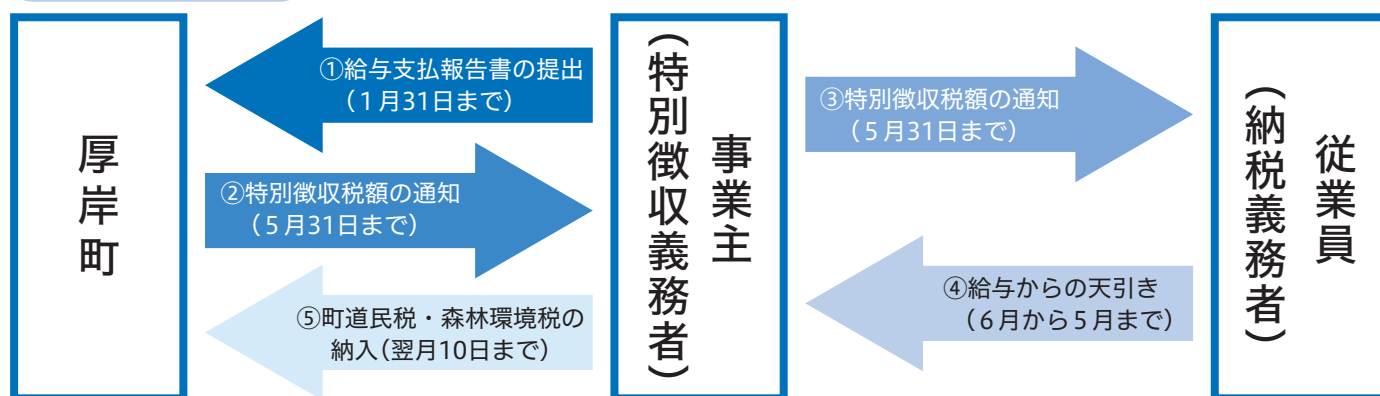
地方税法第321条の4および町税条例第33条の4の規定に基づき、町では従業員の利便性向上と賦課徴収の公平性を確保するため、町道民税・森林環境税の特別徴収を推進しています。

まだ特別徴収を実施していない事業主（給与支払者）の皆さまは、法令に基づく適正な特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

町道民税・森林環境税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が特別徴収義務者として、納税義務者である従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から町道民税・森林環境税を差し引いて納入していただく制度です。

特別徴収の流れ



特別徴収のメリット

- 年税額を12回に分けて支払うため、納期が7回（令和7年度より4回）である普通徴収と比べて、1回の負担が少なくなります
- 従業員自ら金融機関等へ納税に出向く必要がないため、従業員の手間や納め忘れがなくなります
- 町道民税・森林環境税の税額計算は町で行うため、所得税のように事業主（給与支払者）が計算する必要はありません

特別徴収に関するQ & A

Q 従業員の少ない事業所でも特別徴収するのですか？

基本的には特別徴収することとなっていますが、常時2人以下の家事使用人のみを雇用している場合は、特別徴収しなくても構いません。

また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、町に申請し承認を受けることで、年12回の納期を12月と翌年6月の年2回にする『納期の特例』を受けることができます。（町税の滞納等がある場合を除く）

Q 全ての従業員が特別徴収の対象となりますか？

特別徴収の対象となるのは、前年中に給与の支払いを受けていて、かつ4月1日現在も給与の支払いを受けている従業員です。（アルバイト・パート・役員等を含む）

ただし『給与が少なく税額が引けない人』『給与の支払いが不定期の人』『退職者または退職予定者』は、普通徴収が認められます。

Q 給与から徴収した税額の納入はどこでできますか？

指定金融機関役場派出所や湖南地区出張所、町内の金融機関などで納入ができます。

また、eLTAXでの電子納税により金融機関等に出向くことなく、インターネットを使用してすべての地方公共団体に納税することができます。電子納税の詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。